

家庭用マッサージ器及び指圧代用器		家庭用電気治療器			家庭用永久磁石磁気治療器		
Massage appliances and digital compressor for home use		Electric therapy apparatus for home use			Magnetic induction therapy using permanent magnet for home use		
		申請の手引き 4.25.2:承認申請書の記載に当たっての留意事項 (5)性能、使用目的、効能又は効果欄 ①特に以下の事項については性能又は仕様として必ず記載すること。 D タイマーを有する治療器：タイマーにより設定できる使用時間を明記すること。	4) 電源及び出力の識別		5.	部品及び附属品	部品及び附属品は、次による。
2)		タイマ時間の精度は、定格値の±10%以下でなければならない。 適否は、時間を測定し、判定する。	4.1)	機器は、電源の投入状態を識別できなければならぬ。 適否は、操作及び目視検査によって判定する。	自主基準により設定。	a)	部品及び附属品は、身体を傷つけるものであってはならない。
e)	使用形態	同時に複数の人が使用することを意図した構造にしてはいけない。	備考	電源の投入状態の識別には、電源スイッチの状態、電源表示燈、機器パネル面のLCD表示及び音などがある。	電源表示燈、タイマー、出力の状態、SWの状態等で視認できる。	b)	磁石は、著しい変色、きず、割れ、欠けなどがあってはならない。
f)	据置形機器及び可搬形機器	据置形機器及び可搬形機器（手持形機器を除く。）のうち、自動的に施療部を刺激する機器にあっては、赤色で表現した”手元で操作でき、直ちに動作を停止し、他の機能から独立したスイッチ”又は”危険を回避し、他の機能から独立したスイッチ”を赤色表示	過去の事故例から業界の自主基準	4.2)	機器は、出力の発生を識別できなければならぬ 適否は、操作及び目視検査によって判定する。	自主基準により設定。	自主基準 7-1-6.磁石は、著しい変色、傷、割れ、欠け等がないこと。